## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	薬事管理課	整理番号	2–14
許認可等の種類	可燃性天然ガスの濃度の確認				
根拠法令条例 等·条項	温泉法第14条の5				
許認可等の概要	可燃性天然ガスの濃度が、環境省令で定める基準を超えないことについての確認				
審査基準(未設定の場合はその理由)	[参考] 温泉法師行規則第 発生とするる。 環治に表する。 環境温に掲のである。 環治に表現がででででででである。 環境温に掲れている。 第1 温に関いている。 第25% 3 温が困難でである。 25% 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 3 にいる。 4 にいる。 4 にいる。 5 にいる。 5 にいる。 5 にいる。 6 にいる。 7 に、7 に、7 に、7 に、7 に、7 に、7 に、7 に、7 に 7 に	1項の環境省令で項において「温泉付 関において「温泉付 号 伴い発生するガスの	定める基準は、測す随ガス」という。)の気泡が目視での気泡が目視である。 の気泡が目視できるがで、 の気泡がて流入でする。 の気泡がで流入に掲 の気泡が置されている。 とはでも	定方法ごとに、温 中の環境大臣が定 る場合は、当該ガ ないことにより前ち がる方法 爆発 ないことにより第1 ないに場合は、ゆう	さめるメタンの濃度 スについて付表 号の方法によるに れている場合の 下限界の値の 号の方法による による によるは 下限界の値の
基準の制定根拠	_				
標準処理期間(未設定の場合はその理由)	20日				
期間の制定根拠	_				